

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年 1月 31日

東京都作業部会確認年月日 2020年 3月 3日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（幕張メッセ）

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本事業は本大会におけるオリンピックのフェンシング、テコンドー、レスリング、パラリンピックのゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車椅子フェンシングの競技会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料及び営業休止補償である。 上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成 29年 5月 31日の合意に基づき、オリンピック経費の全額及びパラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、平成 29年 5月 31日の合意において、都外自治体等所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 大会の運営上、オリンピック競技であるフェンシング、テコンドー、レスリング、パラリンピック競技であるゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車椅子フェンシング会場等の確保は必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用範囲は、関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、千葉県「使用料及び手数料条例」（昭和 31年 3月 31日条例第 6号）、（株）幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づく単価、営業休止補償については、補償基準等に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は公費負担の対象として適切といえる。 今回の額は評定委員会で評定（報告）された額であり、今後相手方との交渉により経費縮減に努める。 契約にあたっては、今後発生する他の委託等との重複がないよう確認していく。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。